

大分市防災ベッド設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅等の倒壊から居住者の身体を守るため、当該木造住宅等における防災ベッドの設置に対して交付する大分市防災ベッド設置事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅等 本市の区域内の木造の戸建住宅、長屋及び共同住宅をいう（店舗等の用途を兼ねるものを含む。）。
- (2) 防災ベッド フレーム等の上部保護機能を有し、木造住宅等の倒壊から身体を守ることができるベッドであって、市長が認めるものをいう。
- (3) 大分県木造建築耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により大分県知事が登録した建築事務所に所属する建築士で、大分県知事の指定する耐震診断講習を受講し大分県建築物総合防災推進協議会に登録したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす木造住宅等の所有者その他市長が適当と認める者とする。

- (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの（同日以前に着工された部分が2分の1未満のものを除く。）であること。

(2) 一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法（2012年改訂版）」に基づいて行う建築物の耐震性能に関する診断（大分県木造建築耐震診断士が行った者に限る。）の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたものであること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助対象者としなない。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、木造住宅等（1階の居室の用に供する部分に限る。）における防災ベッドの設置とする。

2 前項に規定する防災ベッドの設置は、その設置場所における安全性が確保されたものでなければならない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防災ベッドの購入、運搬及び設置に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、200,000円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防災ベッドを購入する前に、大分市防災ベッド設置事業補助金交付申請書（様式第1号）

に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅等の建築年月が記載された官公署の発行した書類の写し
- (2) 木造住宅等の所有者であることを確認することができる書類
- (3) 木造住宅等の位置図
- (4) 木造住宅等（防災ベッドを設置する部分）の平面図
- (5) 木造住宅等（防災ベッドを設置する部分）の写真
- (6) 木造住宅等の上部構造評点が1.0未満であることを証する書類
- (7) 見積書の写し
- (8) 誓約書
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市防災ベッド設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（変更の申請）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、あらかじめ、大分市防災ベッド設置事業変更承認申請書（様式第3号）に当該変更の内容を確認することができる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更について承認したときは、大分市防災ベッド設置事業変更承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必

要な条件を付すことができる。

(補助事業の取りやめ)

第10条 補助事業者は、補助事業を取りやめようとするときは、あらかじめ、大分市防災ベッド設置事業取りやめ届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大分市防災ベッド設置事業完了報告書(様式第6号)に次の各号に定める書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写しその他の事業に要した費用を確認することができる書類
- (2) 防災ベッドの設置状況の写真(設置前、設置状況及び設置後)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市防災ベッド設置事業補助金額確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市防災ベッド設置事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第14条 補助事業者は、防災ベッドを購入した日から起算して10年が経過す

る日までは、当該防災ベッドを譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、その他処分してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

- (1) 第10条の規定による届出があったとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。